

# 令和5年度 事業計画

人生100年時代という超長寿社会到来が目前にせまる中、元気で働く意欲のある高齢者を積極的に活用し、地域経済や社会活動の活性化に寄与するシルバー人材センター事業の役割はますます重要になっています。

しかしながら、釧路市経済を支えてきた企業の撤退や人口減少問題、3年余り続く新型コロナウイルス感染症の影響などによる、受注先の減少・規模の縮小、更に定年延長や継続雇用制度による高齢者の労働環境の変化により、入会する会員数の伸び悩みが続き依然として厳しい状況が続いています。

このため、「会員の拡大」と「就業機会の確保」を重点課題とし、センター事業の一層のPR活動強化により、入会促進と会員への就業機会確保と提供に取り組んでまいります。

創立当初からの「自主・自立、共働・共助」とする理念の下、「生涯現役」を合言葉に高齢者が益々活躍できる場を提供できるよう、会員と役職員が一丸となってシルバー人材センター事業の推進に努めてまいります。

## I 基本方針

関係法令及び定款の規定を踏まえ、下記の方針のもと令和5年度事業に取り組んでまいります。

1. 安全・適正就業の推進
2. 会員の拡大
3. 就業機会の確保
4. 会員組織体制の整備検討
5. 普及啓発・地域支援サービス事業の推進
6. 事業運営等に関する調査研究
7. 一般労働者派遣事業の推進

## II 実施計画

### 1. 安全・適正就業の推進

安全就業は、シルバー人材センター事業で最も重要な事項です。会員一人ひとりが安全就業第一を徹底し、傷害・損害事故撲滅を目標に、事故防止と健康管理に努めてまいります。また、適正就業については「適正就業ガイドライン」を周知し、法令順守による就業を推進してまいります。

- ① 安全就業研修会の実施
- ② 安全就業推進委員会による巡回指導
- ③ 作業前安全確認チェックの励行
- ④ 健康診断受診の推奨
- ⑤ 適正な受注管理について会員及び発注者への啓発に努め、法令順守の徹底を

図り、ローテーション就業を推進、あわせて未就業会員の希望職種変更等による掘り起こしの実施

## 2. 会員の拡大

会員数減少に歯止めをかけるべく、幅広く会員募集の呼びかけを実施します。

- ① 会員・役職員による新規会員一人獲得口コミ運動の継続
- ② ハローワークに開設された「生涯現役支援窓口」や釧路市、民間の就労支援団体とも協力し、求職中の高齢者へのセンター事業紹介支援の推進
- ③ 入会相談の随時受付などによる入会手続きでの臨機応変な対応の継続

## 3. 就業機会の確保

釧路市並びにハローワーク釧路や、民間の就労支援団体との連携強化による情報収集や、会員・役職員が一体となって、新たな就業先の開拓に取り組み、高齢者に適した就業機会の確保に努めます。

- ① 釧路市に対して、シルバー人材センター事業の理念に基づき、高齢者に適した就業機会の拡大への協力と事業支援の要請を継続
- ② 会員も「就業機会開拓員」としての役割を担い、新規発注先開拓に協力
- ③ 人手不足分野を調査・分析し、事業所等に仕事として就業に結び付ける働きかけの取り組み
- ④ 女性会員の就業機会拡大を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）や、女性にかかわる施策で国や市の推奨するような事業についての研究

## 4. 会員組織体制の検討

「自主・自立、共働・共助」の基本理念を念頭に、会員が会員による自主的運営体制の充実と、効果的活動に寄与する地域ブロックまた地域班体制の整備検討を進めます。

- ① 地域班、各ブロックの果たす役割の整備検討
- ② 女性会員増強と活躍の場や交流の場の確保と提供
- ③ 職群班活動におけるグループ就業の推進

## 5. 普及啓発・地域支援サービス事業の推進

就業機会、会員拡大を図るために、シルバー事業のPRを継続的に実施して、シルバー事業にマッチした地域密着型就業先の開拓に努めます。

- ① ホームページを活用した情報発信
- ② マスメディアへの事業活動の情報提供
- ③ ハローワークや釧路市、市内主要事業所へのリーフレット等の配布

## 6. 事業運営等に関する調査研究

センター事業の取り巻く環境変化に的確に対応するため、様々な情報分析やそ

の調査研究に取り組みます。

- ① 多様な発注者のニーズに対応する講習内容の調査研究
- ② 技能・技術を要する作業に従事する会員育成に向けた講習会等の企画及び会員間の技術伝承による後継者の育成研究
- ③ 事務の適正・効率化の推進研究及び事務局職員の専門知識向上のための研修会等への参加推進
- ④ シルバー人材センター事業のデジタル化による業務運営基盤強化の研究

## 7. 一般労働者派遣事業の推進

適正就業ガイドラインにより請負・委任の契約になじまない発注者の指揮命令や社員との混在就業が可能となる、一般労働者派遣事業を高齢者等の雇用安定等に関する法律に基づき、事業主体である北海道シルバー人材センター連合会と連携し、実施事務所として取り組みいたします。